

神奈川県労働局管内における 転倒災害発生状況

令和6年

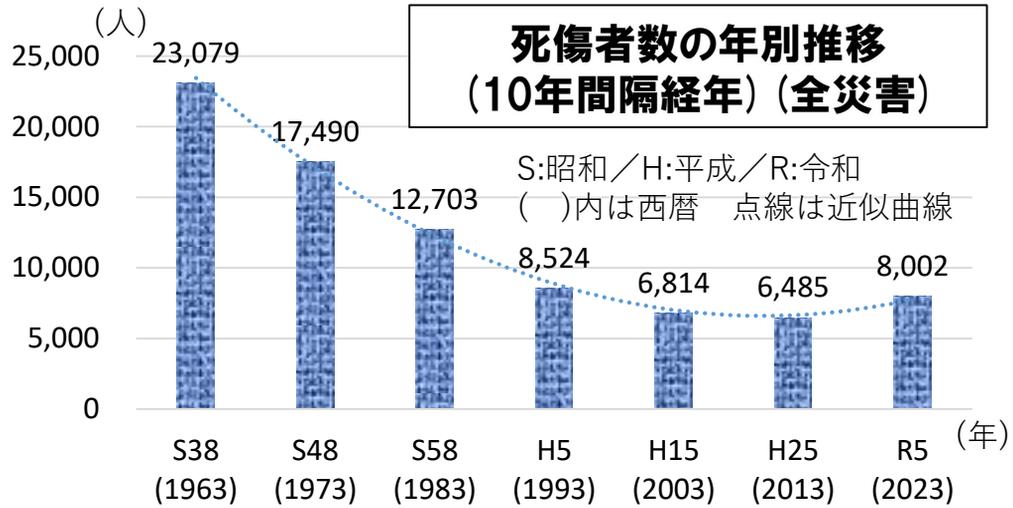
(令和5年労働災害のとりまとめ)

※ 新型コロナウイルス関連での被災者数は除いています

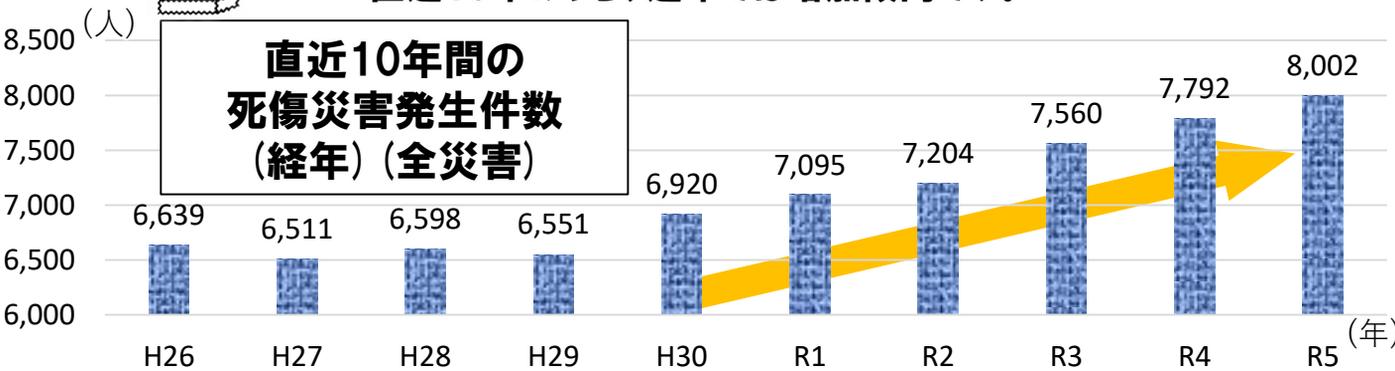


令和5年に発生した
全労働災害は
8,002人でした。

減少していた災害は
平成20年をはじめから
ゆるやかな増加に
転じています。



直近10年のうち、近年では増加傾向です。

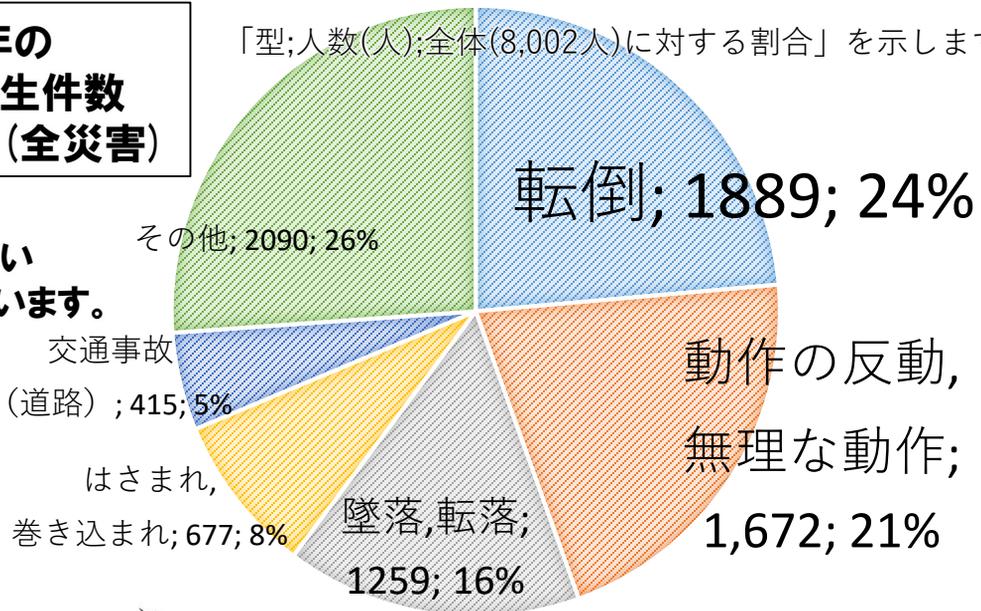


令和5年の 死傷災害発生件数 (事故の型別) (全災害)

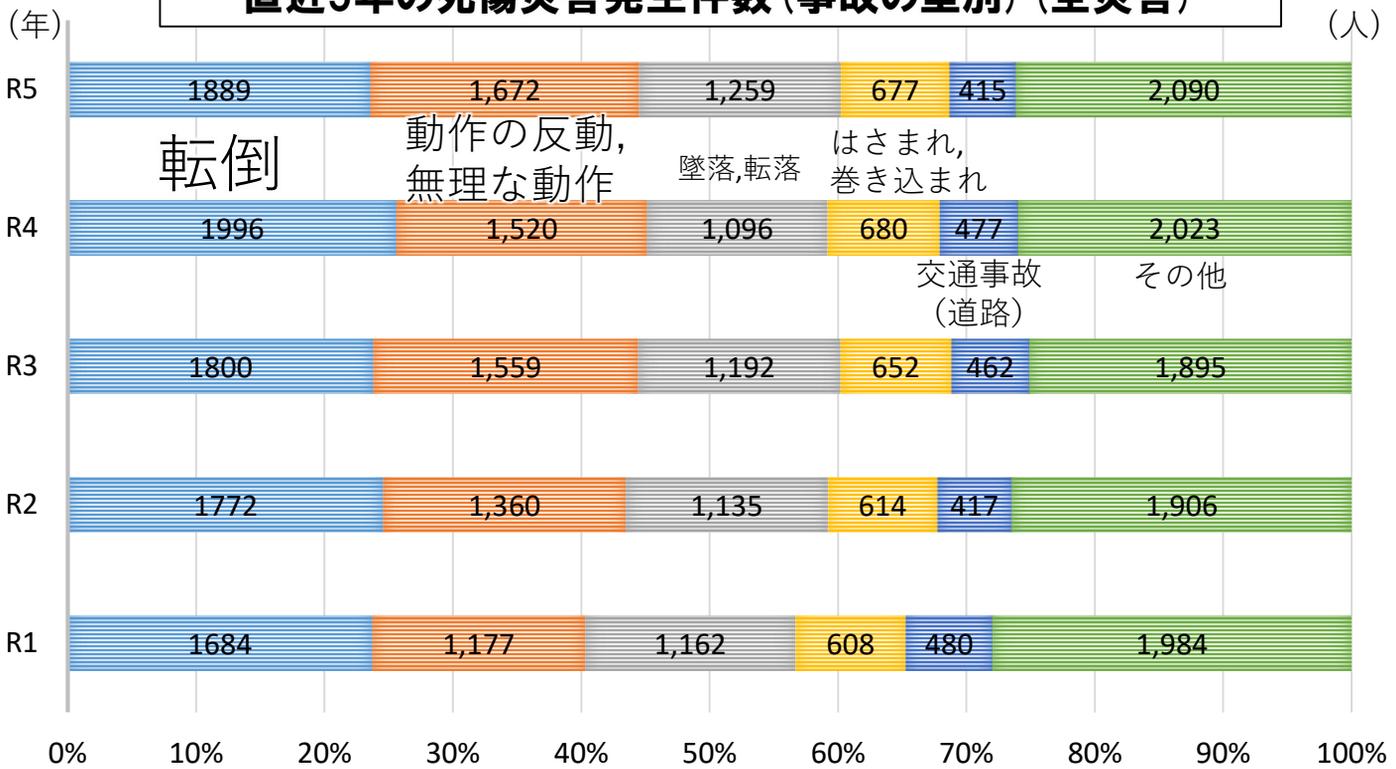
転倒災害は
分類中で最も多い
割合で発生しています。



「型;人数(人);全体(8,002人)に対する割合」を示します。



直近5年の死傷災害発生件数(事故の型別)(全災害)

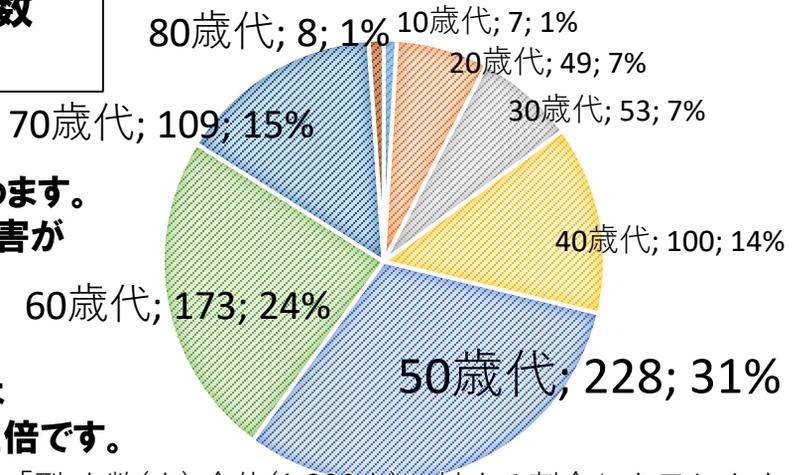


「転倒」、そして次に多く発生している「動作の反動,無理な動作」は近年常に高い割合を占めます。

令和5年の死傷災害発生件数(年齢別)(転倒災害)

50歳以上が全体の7割以上を占めます。うち、50歳代が最も多く転倒災害が発生しています。

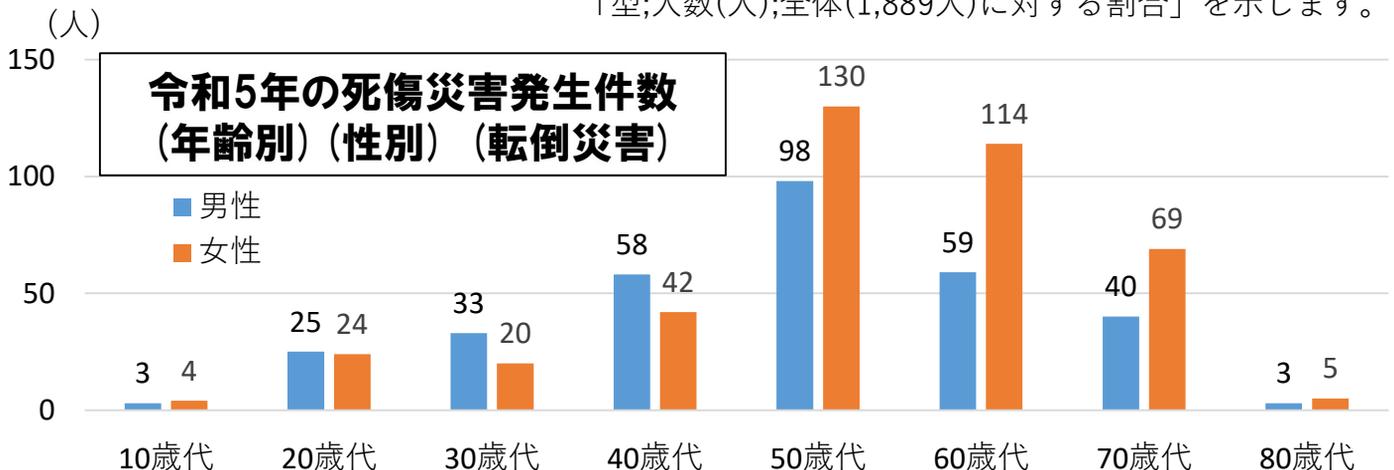
50歳以上では女性の転倒災害が多く見られ、特に60歳代では女性の被災者数は男性の約2倍です。



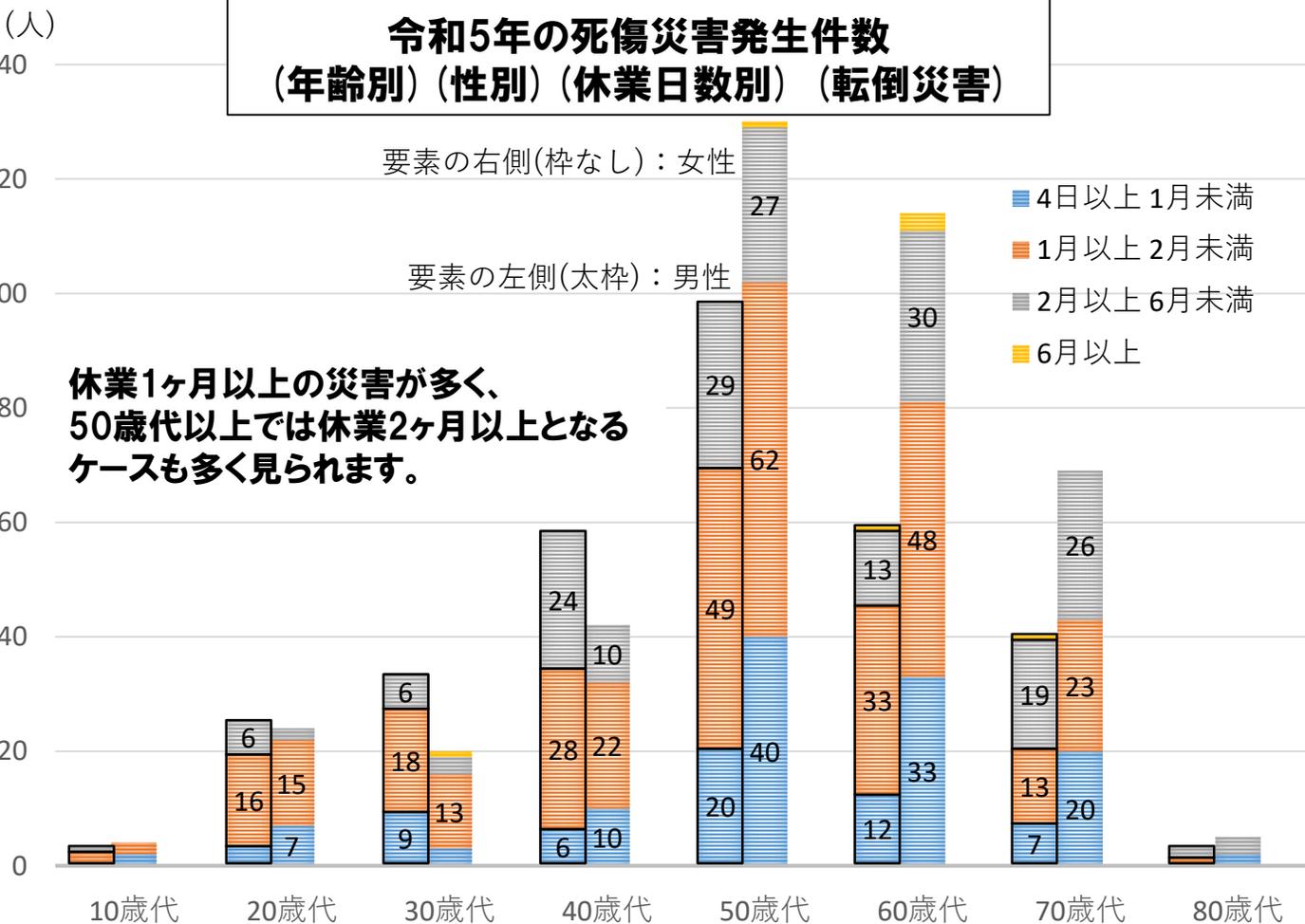
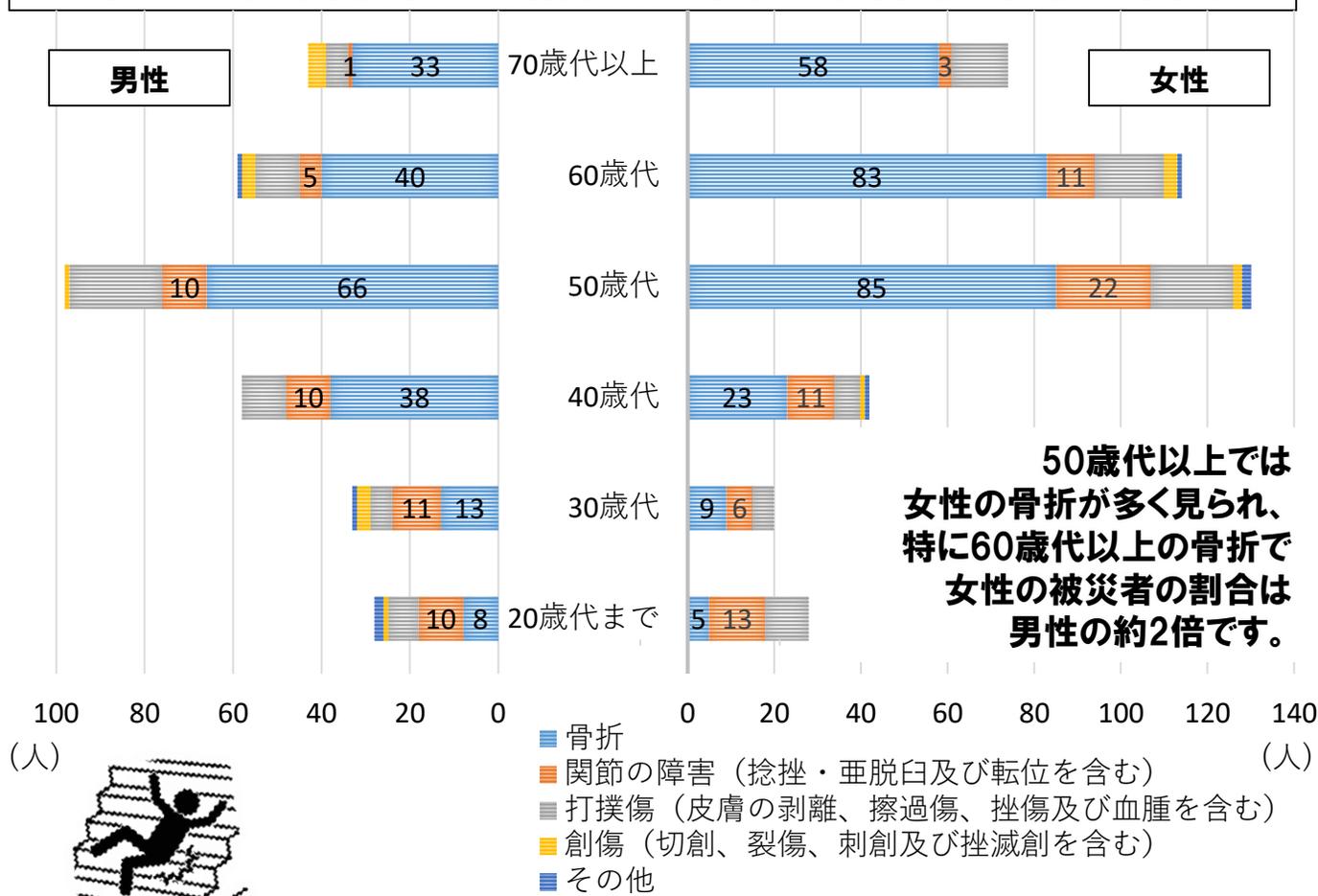
「型;人数(人);全体(1,889人)に対する割合」を示します。

令和5年の死傷災害発生件数(年齢別)(性別)(転倒災害)

■ 男性
■ 女性



令和5年の死傷災害発生件数（年齢別）（性別）（傷病別）（転倒災害）



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

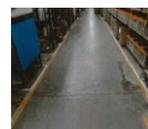
50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところにつまずいて転倒、足がもつれて転倒
➤転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒
➤敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
➤適切な通路の設定
➤敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
➤設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➤転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場3分
エクササイズ
中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー



「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  凍結した通路等で滑って転倒
➤従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
➤水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
-  ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
➤滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➤防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➤隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒
➤雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



エイジフレンドリー補助金

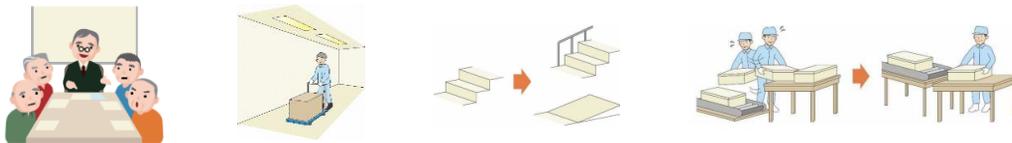
（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金



「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	<p>補助率：1/2</p> <p>上限額：100万円 (消費税を除く)</p>	<p>補助率：3/4</p> <p>上限額：30万円 (消費税を除く)</p>	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

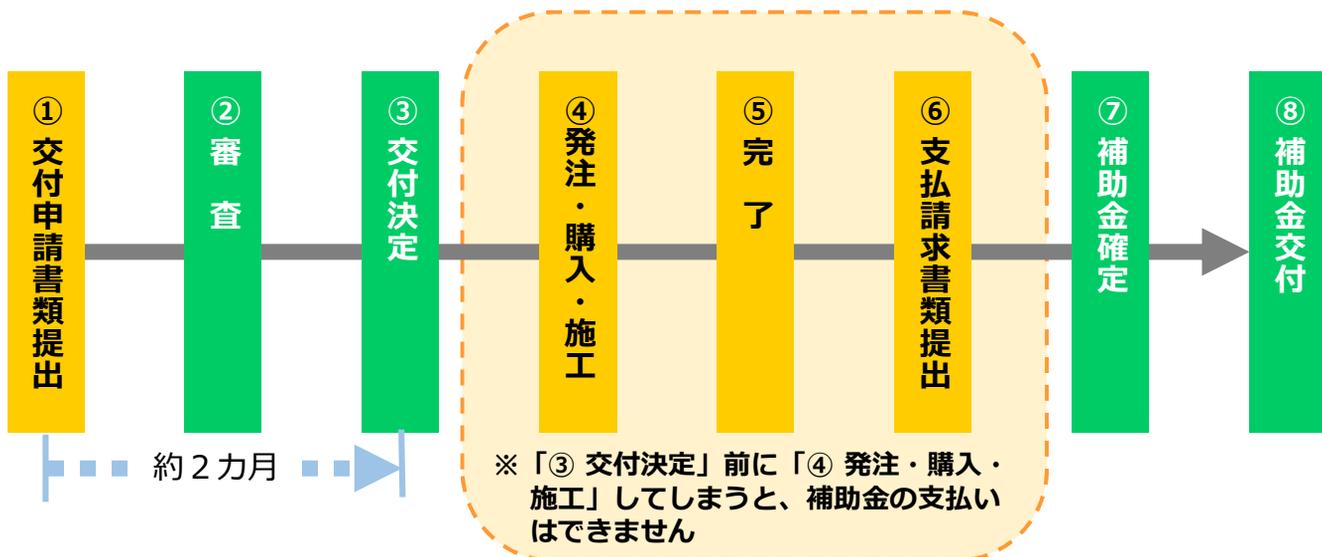
業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- ※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➔ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➔ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン ➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください

お問合せ先

申請担当	支払担当
電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086

受付時間

平日10:00～12:00/13:00～16:00
（土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません）
<8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>



健康応援!

ゼロ災 無料出張サービスのご案内

仕事中の転倒災害・腰痛災害「0」を目指して取組む企業への専門家派遣!

神奈川県産業保健総合支援センターでは、「健康応援! ゼロ災無料出張サービス」を展開し、仕事中に「転倒災害」や「腰痛災害」等が発生した事業場や再発防止対策等に取り組む事業場等に、**健康運動指導士**や**理学療法士**などの**専門家を派遣**して、働き盛りの中高年労働者の身体機能の維持・改善方法や足腰の筋力、バランス力の低下を防ぐ「転倒」・「腰痛」予防等をお手伝いしています。



専門家がヒアリングして、事業場に合った **健康応援メニュー等**※ を提案します。

健康測定・チェック

- 健康度や体力、姿勢の測定
- バランス・ロコモ度チェック
- 職場環境のチェック
- 作業状況から見た転倒・腰痛対策

社内セミナーの実施・実技指導・運動アドバイスなど

- 転倒予防・バランス運動
 - 腰痛予防のための運動
 - 職場でできるストレッチ体操
 - 作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等
 - メタボ改善に向けた運動指導 など
- (社内セミナーや転倒予防・腰痛予防アドバイスは、リモート利用可能)

※健康応援メニュー等は、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)に基づく、健康保持増進計画を言います。

労働安全衛生法第69条により、健康保持増進計画を作成して、労働者に対する健康教育及び健康相談等、労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずることが求められています。



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

TEL 045-410-1160 平日(月~金) 8:30~17:15

まずは
ご相談
ください!

